

# 一般社団法人マスコミ倫理懇談会全国協議会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人マスコミ倫理懇談会全国協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、マスコミ倫理の向上と言論・表現の自由の確保を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マスコミ倫理およびマスコミの諸問題に関する調査研究
- (2) 全国大会の開催
- (3) 機関誌および報告書等の発行
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する法人または団体であつて、次条の規定により、本会の会員となつた者をもつて構成する。

- 2 前項の会員をもつて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 会員になろうとする者は、自らの役職員の中から、代表者として本会に対して権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という)を定め、本会に対し会員代表者届を提出しなければならない。
- 3 会員は、会員代表者を変更した場合、速やかにその旨を届け出なければならない。
- 4 会員代表者が、当該会員の役職員でなくなったときは、会員代表者の地位を失うものとする。ただし、当該会員から会員代表者変更届が提出されるまで、なお会員代表者としての権利を有する。

(会費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は理事会において定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 総会員が同意したとき。
- (4) 解散したとき。

## 第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。  
2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散および残余財産の処分
- (6) その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎事業年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第18条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員または代理人は、各会員総会ごとに代理権を証明する書面を本会に提出しなければならない。

(決議等の省略)

第19条 代表理事が会員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につきすべての会員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

2 代表理事がすべての会員に対して会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を会員総会に報告することを要しないことにつきすべての会員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した理事2名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上25名以内

- (2) 監事 1名以上3名以内  
2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。  
2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、本会の業務を執行する。  
3 代表理事は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。  
2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。  
3 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事および監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事および監事は、無報酬とする。

## 第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。  
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。  
(1) 本会の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事の選定および解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により選出する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長および出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第34条 本会は、理事会の決議によって目的を定めて委員会を設けることができる。

(委員の委嘱)

第35条 代表理事は、前条の委員会の委員を委嘱する。

## 第8章 事務局

(事務局)

第36条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

(事務局職員)

第37条 事務局に事務局長1名および必要な職員を置く。

2 事務局長は、理事会の承認を経て代表理事が任免する。

3 事務局長は、代表理事の命を受け事務局を統括する。

## 第9章 資産および会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第39条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告および決算)

第40条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号および第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類および監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第43条 本会は、剰余金の分配は行わない。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 その他

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(委任)

第46条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会が定める規則によるものとする。

## 附 則

- 1 本会の設立時社員の氏名または名称および住所は、以下のとおりとする。

氏名または名称	住所
一般社団法人日本新聞協会	東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
一般社団法人日本民間放送連盟	東京都千代田区紀尾井町3番23号

- 2 本会の最初の代表理事は、次の者とする。

代表理事 國 府 一 郎

- 3 第6条1項の規定にかかわらず、任意団体であるマスコミ倫理想談会全国協議会の会員が本会への入会を申し込んだときは、理事会の承認を要せずに平成27年4月1日から本会の会員とする。

## 会 費 規 則

第1条 この規則は、会費に関して定めることを目的とする。

第2条 各会員の会費は、別紙記載の基準により本会が定める。

2 会員は、本会が別紙記載の基準により算定した会費を請求したときは、請求された会費を納入しなければならない。

3 一旦納入した会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

4 会費には、一定部数の機関誌購読料を含む。

第3条 この規則の改正は、理事会の決議によって行う。

## 附 則

第1条 この規則は、平成27年4月1日より施行する。

(別紙)

一 会費

A 月 額 4,500円

B 月 額 5,000円

C 月 額 8,500円

D 月 額 11,000円

二 団体会費

A 年 額 264,000円

B 年 額 324,000円

C 年 額 1,104,000円

三 特別分担金

研究会特別分担金

年 額 48,000円

研究会賛助会費

年 額 5,000円

## 入退会等規則

第1条 この規則は、入退会および代表者変更手続きに関して定めることを目的とする。

第2条 定款第5条第1項の資格を有する者は、別紙書式1の「入会申込書」に基づき、本会への入会を申し込むことができる。

第3条 理事会は、入会申込者の入会を承認するか否かを決定する。

2 代表理事は、入会申込者に対し、前項の理事会決定を書面にて通知する。

第4条 会員が会員代表者を変更した場合、速やかに別紙書式2の「会員代表者変更届」を提出しなければならない。

第5条 会員が退会しようとする場合、別紙書式3の「退会届」を提出しなければならない。

### 附 則

第1条 この規則は、平成27年4月1日より施行する。

(書式第1号)

## 入 会 申 込 書

年 月 日

一般社団法人マスコミ倫理想談会全国協議会 御中

この度、貴会の定款に基づき、貴会会員として入会いたしたく、申し込みます。  
あわせて、下記の者を会員代表者としてお届けいたします。

記

所 在 地

会員になる場合

の名称

会員代表者



(書式第2号)

## 会員代表者変更届

年 月 日

一般社団法人マスコミ倫理想談会全国協議会 御中

会 員 名

(旧) 会員代表者

この度、貴会の定款に基づき、下記の者を新たな会員代表者としてお届けいたします。

会 員 名

(新) 会員代表者



(書式第3号)

退 会 届

年 月 日

一般社団法人マスコミ倫理想談会全国協議会 御中

この度、貴会の定款に基づき、退会いたしたくお届けします。

所 在 地

会 員 名

会員代表者



退会年月日

年 月 日